

平成 22 年 4 月 19 日現在

平成 22 年版子ども・子育て白書 (仮称)

(少子化の状況及び少子化への対処施策の概況)

の検討状況について

(5 月下旬閣議決定・国会提出予定)

内 閣 府

主なポイント

子ども・子育て白書（仮称）（正式名称は「少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」）は、少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）第 9 条の規定に基づき毎年国会に提出することとされている年次報告書。平成 16 年から報告しており、今回は 7 回目。

子ども・子育て支援策の現状と課題～「子ども・子育てビジョン」の背景～

○これまでの施策の評価・これからの施策へのニーズ等

- ・ これまでの国の取組に対しては、全体的に厳しい評価となっているが、特に「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」や「妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する取組」に対する評価が低い。
- ・ 国民が求める子ども・子育て施策に関するニーズについては、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」や「子育てにおける経済的負担の軽減」についての要望が高い。
- ・ 子どもを持つ上での不安や持たない要因としては、「経済的負担の増加」が際立っており、「仕事と生活・育児の両立」、「出産年齢、子どもを持つ年齢」がこれに続く。

○結婚、出産、子育てをめぐる最近の状況

- ・ 非正規雇用者（男性）の有配偶率は、正規雇用の者の半分程度。
- ・ 若者の所得分布は、この 10 年間で下方にシフト。
- ・ 出産前に仕事をしていた女性の約 6 割が出産を機に退職。出産前後で就労継続をしている女性の割合は、この 20 年間ほとんど変化せず。
- ・ 子育て期の男性には長時間労働の問題があり、育児時間は欧米諸国の半分程度。
- ・ ひとり親世帯の「子どもの貧困率」は、OECD 諸国の中でも高い水準。
- ・ 1990 年代半ばより、共働き世帯数が専業主婦（夫）世帯を上回る。
- ・ お産の場は、この 10 年間減少傾向。
- ・ 欧州諸国に比べて、我が国の家族関係社会支出は低い水準にある。

「子ども・子育てビジョン」の概要

○基本理念の転換

- ・ 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）
- ・ 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- ・ 生活と仕事と子育ての調和（M 字カーブを台形型へ）

○バランスのとれた総合的な子育て支援

- ・ 「子育て家庭等への支援」（子ども手当の創設、高校の実質無償化等）に加え、「保育サービス等の基盤整備」についても盛り込む

○待機児童の解消等に向けた明確な数値目標（5 年後の姿）

〈例〉保育サービスを受ける子どもの割合（3 歳未満児）

〔現状〕 4 人に 1 人（24%） → 〔H26〕 3 人に 1 人（35%）

出生率等の現状、これまでの取組

出生率（2008 年は 1.37）等の動向や、平成 22 年度予算の内容について報告。

平成 21 年度における子ども・子育て施策の具体的実施状況

平成 21 年度において講じた個別施策の具体的実施状況についての報告

子ども・子育て支援策の現状と課題～「子ども・子育てビジョン」の背景～

《これまでの施策の評価・これからの施策へのニーズ等》

1 子どもと子育てを応援する社会に向けて

今後の子ども・子育て支援策を進めていく上では、以下の観点が重要となる。

- ①社会全体で子どもと子育てを応援していくという「子どもが主人公」（チルドレン・ファースト）との基本的な考えのもと、「子どもを大切にする社会」をつくるという観点。
- ②これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、子育てをする親や子どもたちなどの当事者の目線で、個人が希望を普通にならえらえるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していくという観点。
- ③「子ども・子育て支援」を進めるにあたっては、「男女共同参画」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「子ども・若者育成支援」のそれぞれの施策と密接な連携を図るという観点。

2 これまでの施策の評価

「少子化社会対策大綱」（2004年6月閣議決定。以下、「旧大綱」と略。）及び旧大綱に基づく数値目標等を定めた「子ども・子育て応援プラン」（2004年12月少子化社会対策会議決定）における「目指すべき社会の姿の達成度」等については、「利用者意向調査結果」（2009年3月）により以下のように評価されている。

○「国の取組」への評価

- ・ 特に「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」や「妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する取組」に対する評価が低い。

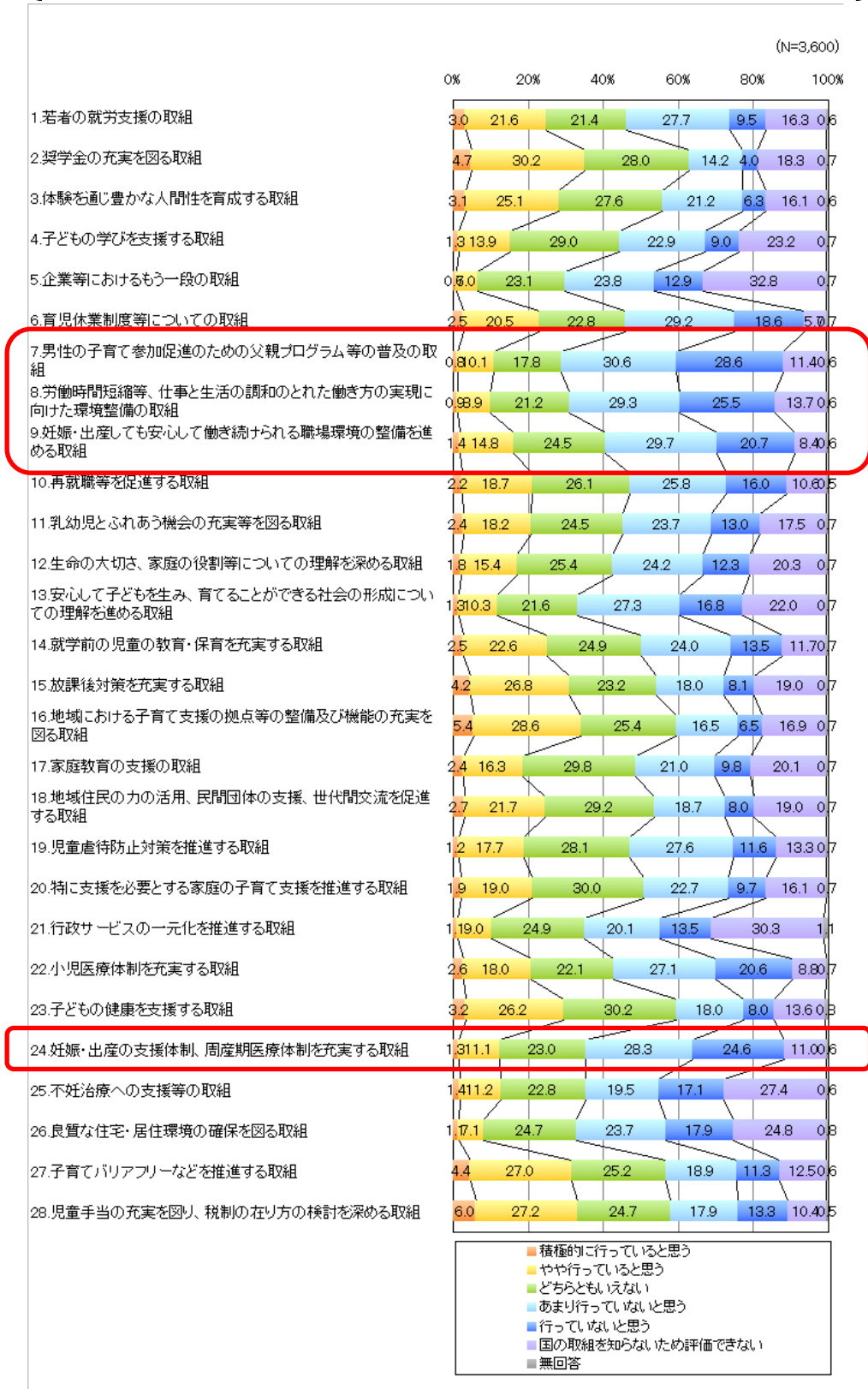
<評価が低い項目>

※数字は、「あまり行っていないと思う」、「行っていないと思う」の計

- | | |
|---|---------|
| ・ <u>男性の子育て参加促進のための父親プログラム等の普及</u> の取組 | (59.2%) |
| ・ <u>労働時間短縮等、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現</u> に向けた環境整備の取組 | (54.8%) |
| ・ <u>妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実</u> する取組 | (52.9%) |
| ・ <u>妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備</u> を進める取組 | (50.4%) |

第1図 「国の取組」への評価

※旧「少子化社会対策大綱」に掲げられた「28の行動」の施策に沿って、
国の取組への評価について尋ねたもの（「利用者意向調査」(2009年3月)）



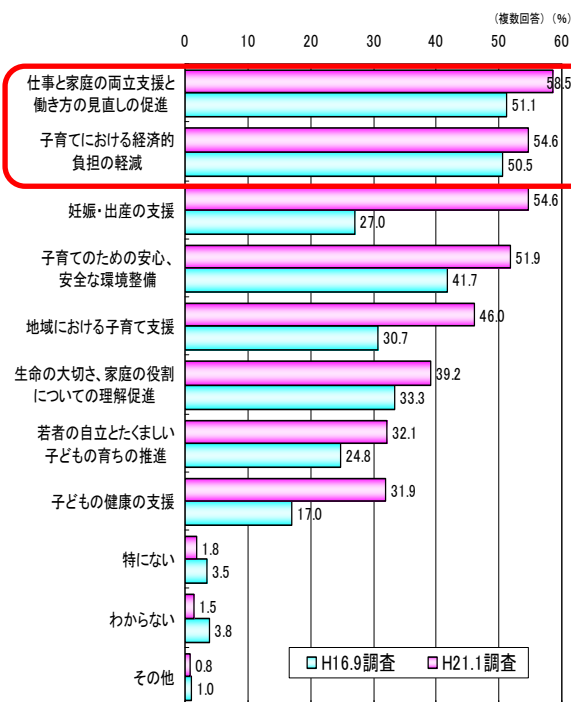
○国民の求める「子ども・子育て施策」

- ・ 国民が求める子ども・子育て施策に関するニーズについては、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」や「子育てにおける経済的負担の軽減」についての要望が高い。

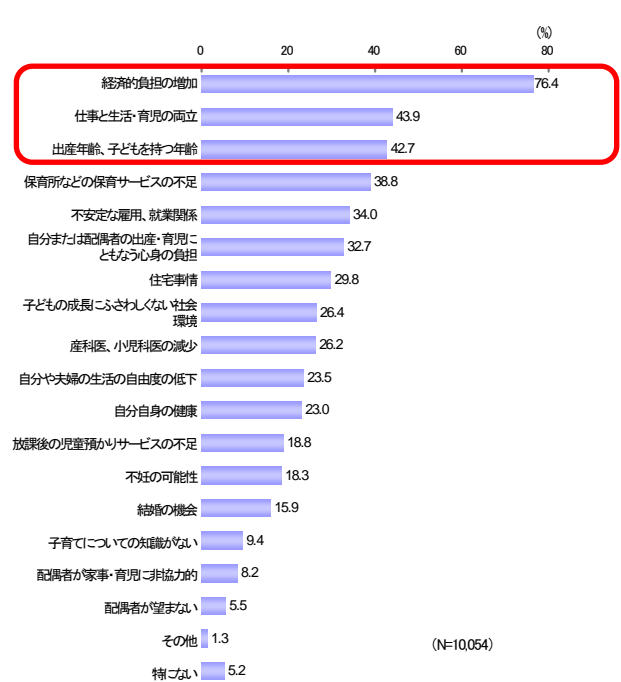
○子どもを持つ上での不安

- ・ 子どもを持つ上での不安や持たない要因としては、「経済的負担の増加」が際立っており、「仕事と生活・育児の両立」、「出産年齢、子どもを持つ年齢」がこれに続く。

第2図 子ども・子育て施策で特に期待する政策



第3図 子どもを持つ上での不安

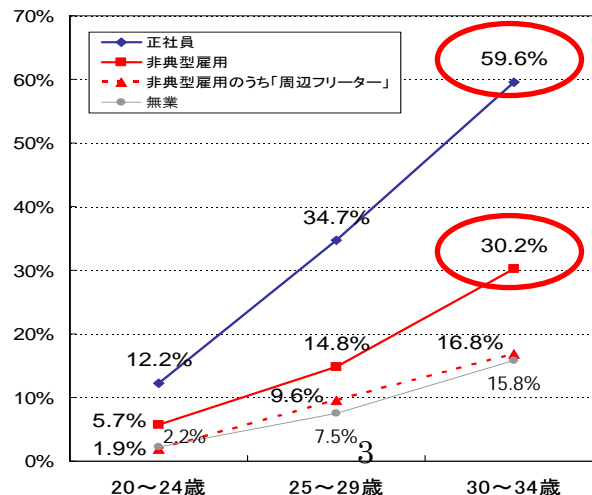


3 結婚、出産、子育てをめぐる最近の状況

○若年者の非正規雇用の増加

- ・ 非正規雇用者（男性）の有配偶率は、正規雇用の者の半分程度。

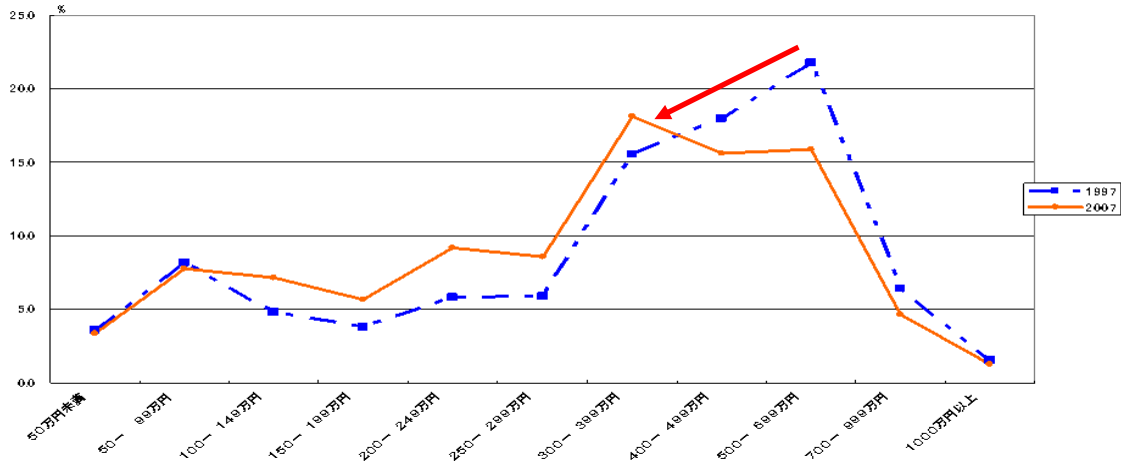
第4図 就労形態別配偶者のいる割合（男性）



○若い世代の所得の伸び悩み

- 若者の所得分布は、この10年間で下方にシフト。

第5図 子育て世代（30歳代）の所得分布

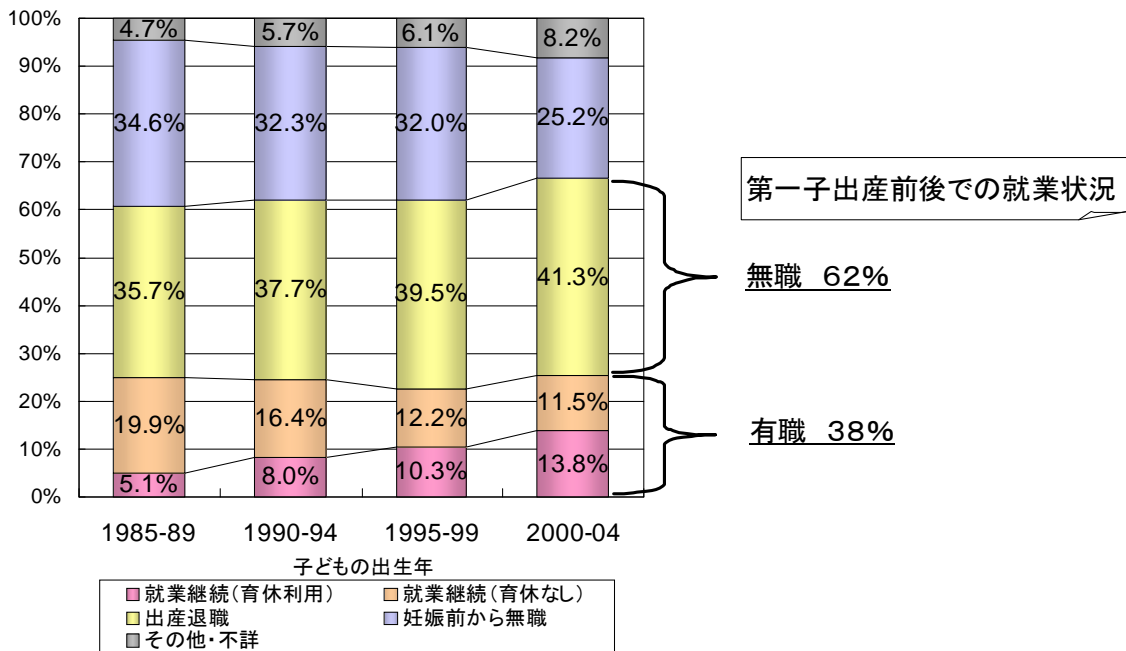


○依然として厳しい女性の就労環境

- 出産前に仕事をしてきた女性の約6割が出産を機に退職。出産前後で就労継続をしている女性の割合は、この20年間ほとんど変化せず。

第6図 就業と結婚・出産・子育ての「二者択一」

○子どもの出生年別、第1子出産前後の妻の就業経歴

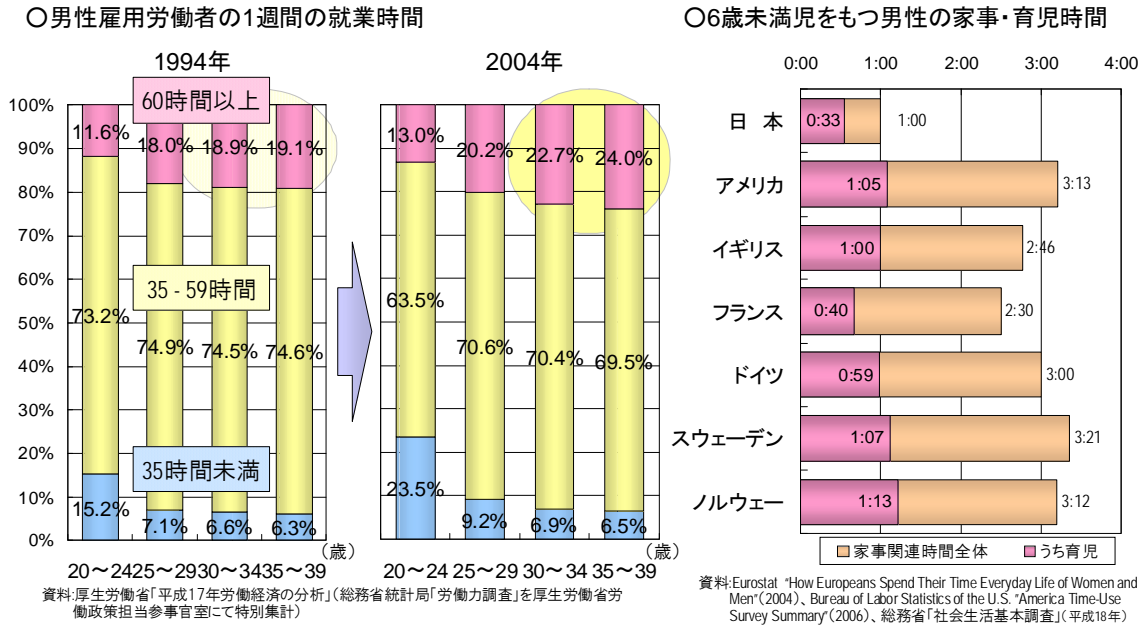


(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査(夫婦調査)」

○子育て世代の男性の長時間労働

- 子育て期の男性には長時間労働の問題があり、育児時間は欧米諸国の半分程度。

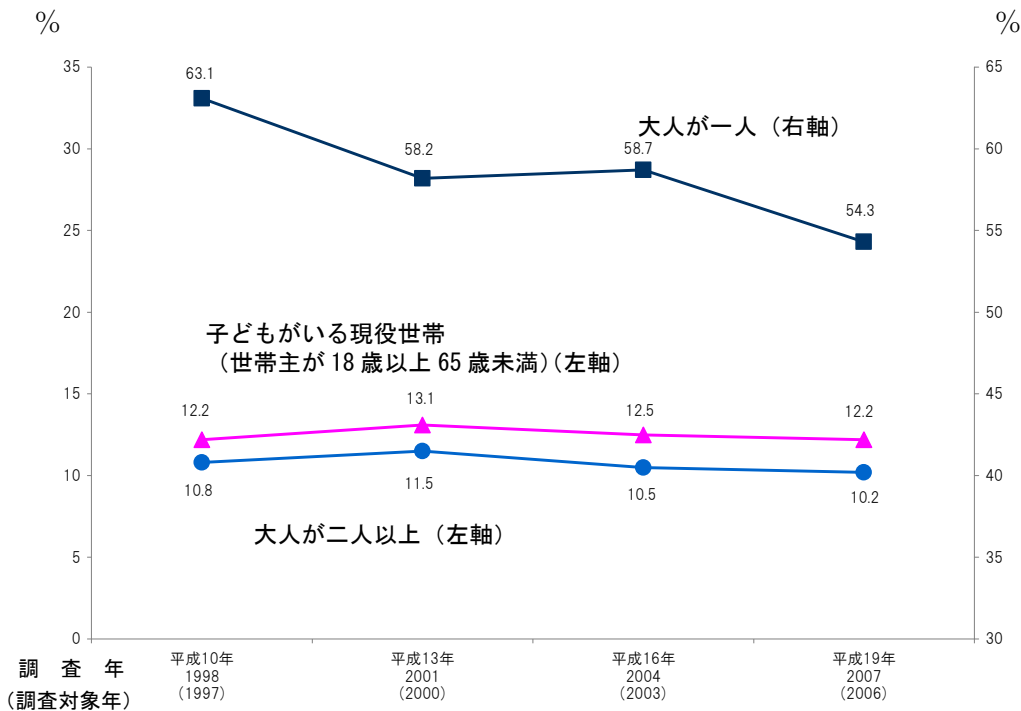
第7図 子育て世代の男性の長時間労働



○いわゆる「子どもの貧困」

- ひとり親世帯の「子どもの貧困率」は、OECD諸国の中でも高い水準。

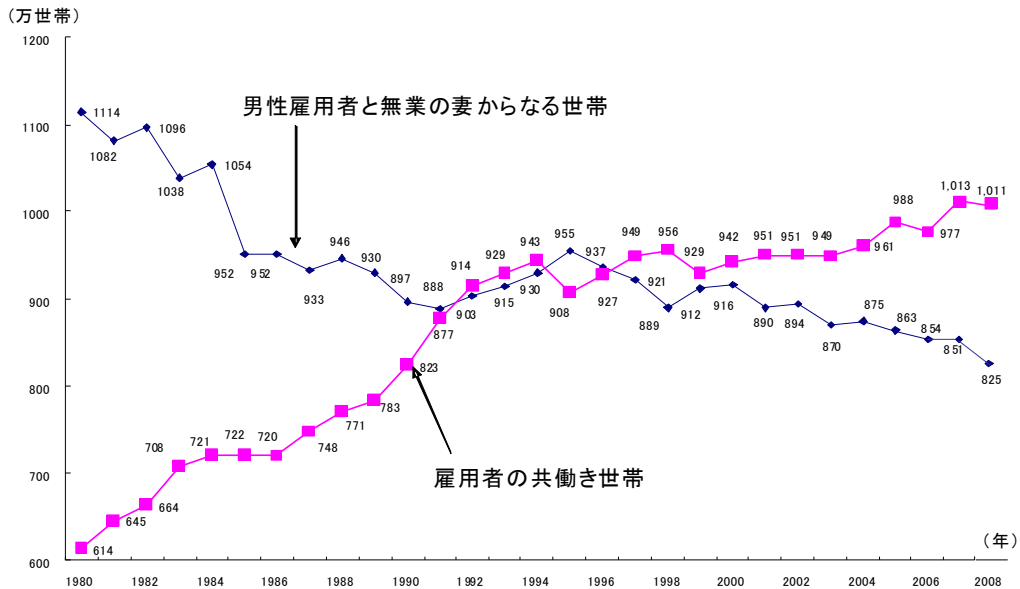
第8図 子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率



○共働き世帯の増加

- 1990年代半ばより、共働き世帯数が専業主婦（夫）世帯を上回る。

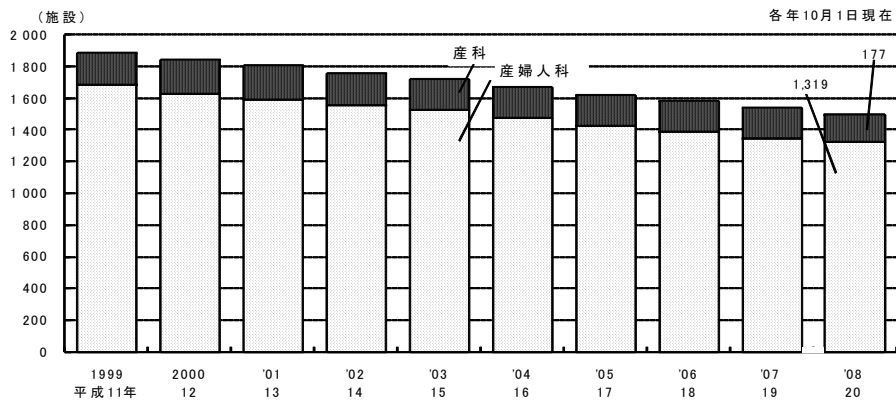
第9図 共働き世帯の増加



○お産の場の減少

- 産婦人科及び産科医療施設の推移をみると、この10年間減少傾向。

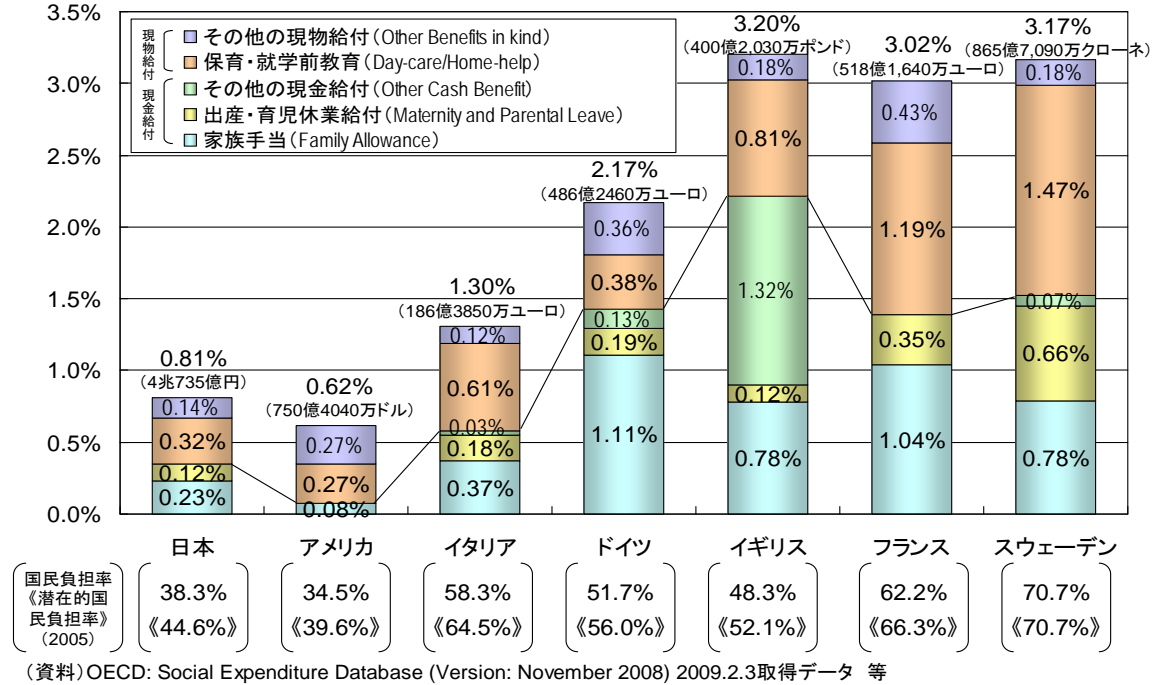
第10図 産婦人科、産科を標ぼうする一般病院数の年次推移



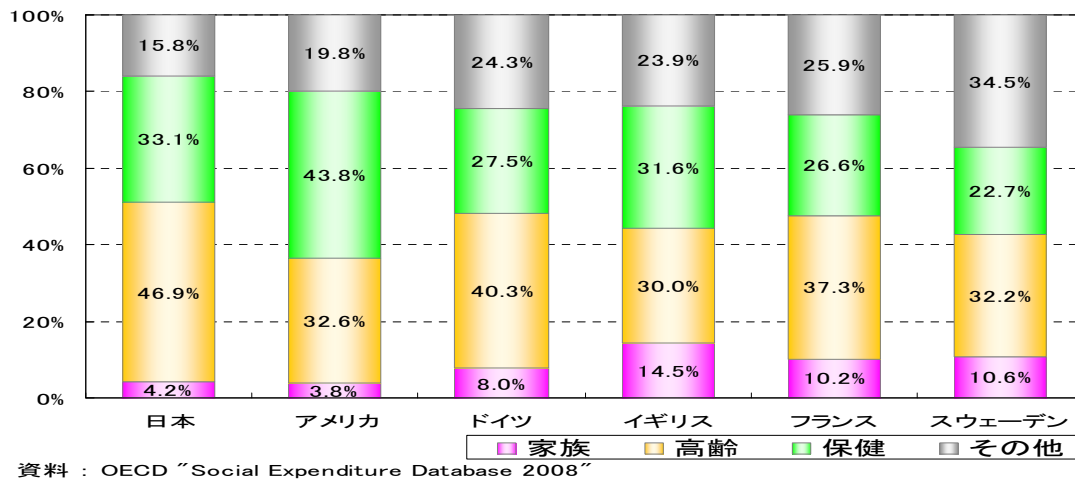
○家族関係社会支出の国際比較

- ・ 欧州諸国に比べて、我が国の家族関係社会支出は低い水準にある。

第 1 1 図 各国の家族関係社会支出の対 GDP 比の比較 (2005 年)



第 1 2 図 各国の社会保障給付費の構成比 (2005 年)



「子ども・子育てビジョン」の概要

1 子どもと子育てを応援する社会に向けて

「子ども・子育てビジョン」(以下、「ビジョン」という。)は、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という基本的な考えのもと、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指しながら、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、子どもと子育てを全力で応援することを目的としている。

1) 子どもが主人公(チルドレン・ファースト)

ビジョンでは、「子どもが主人公である」(チルドレン・ファースト)という基本的な考えのもと、「子どもを大切に社会」をつくることを宣言している。そのためには、

- ・ 家族や親だけが子育てを担うのではなく、社会全体で子どもと子育てを応援していくことが重要
- ・ 子どもが社会の主体的な一員であると位置づけ、その子どもと子育てを、国、地方、企業(職域)、地域、NPO、家庭、個人など社会全体で応援する
- ・ 近年、家庭や家族の形態、親の就業の有無や状況、個人のライフスタイルが多様化するとともに、特別な支援が必要な子どもが増えている。このため、子どもの権利条約も踏まえ、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組むこととしている。

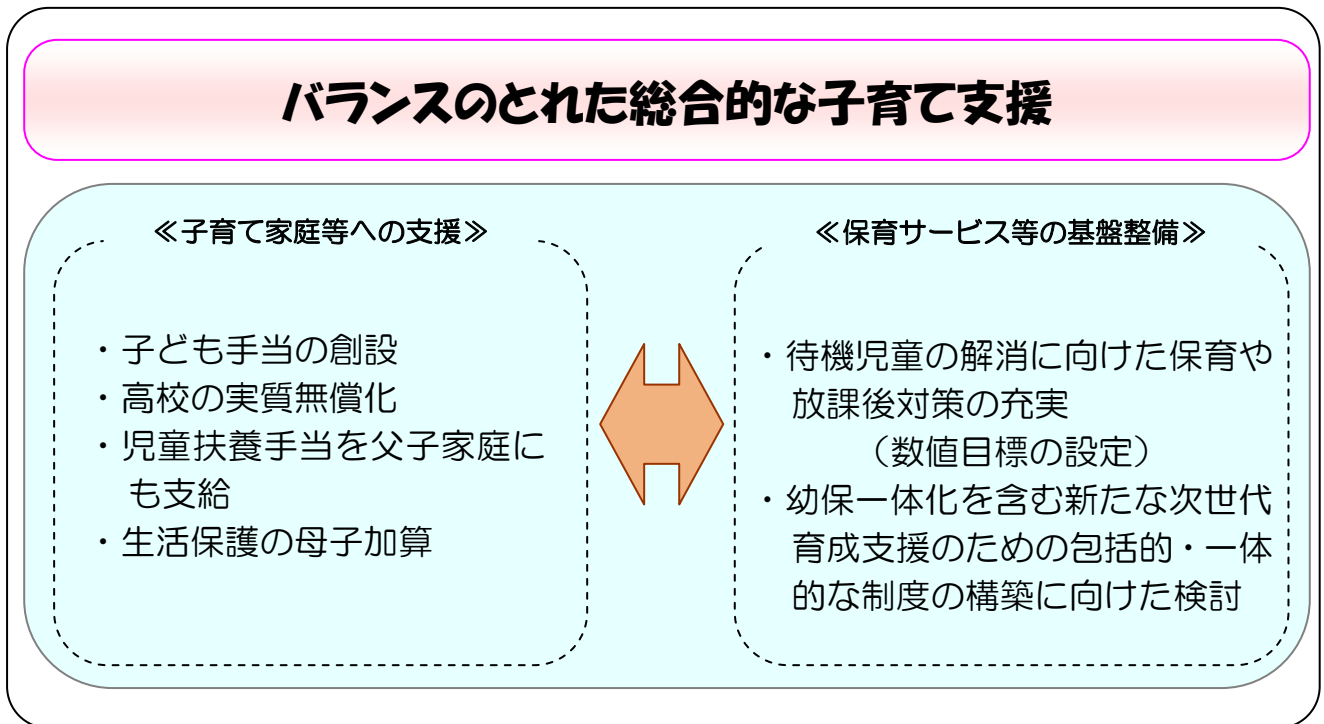
第13図 基本理念の転換(子どもと子育てを応援する社会)



2) 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ

これまで「少子化対策」として、さまざまな計画の策定や対策が講じられてきているが、それが目に見える成果として、生活の中で実感できない現状にある。

このため、ビジョンでは、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、子育てをする親や子どもたちなどの当事者の目線で、子ども・若者の育ち、そして子育てを支援することを第一に考え、個人が希望を普通にならえるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していくこととしている。



3) 生活と仕事と子育ての調和

子どもの成長、子育て、個人の生活、仕事を切り離して考えることはできず、また、家庭や職場における男性と女性の役割についてもあわせて考える必要がある。このため、ビジョンにおいては、「子ども・子育て支援」を進めるにあたり、「男女共同参画」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「子ども・若者育成支援」のそれぞれの施策と密接な連携を図ることとしている。

2 基本的な考え方

1) 社会全体で子育てを支える

ビジョンにおいては、「子どもを大切にする」という考えのもと、どのような状況にある子どもであっても、多様性を尊重し、困難な状況に対しての支援を行うことにより、すべての子どもの生きる権利、育つ権利、学ぶ権利が等しく確実に保障されることを目指している。

また、多様な家族形態や親の就労の有無に関わらず、すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく包括的に「ライフサイクル全体を通じて社会的に支える」こととしている。

さらに、地域の子育て力を高め、それぞれの地域の特色を生かし、子どもと子育てを中心として「地域のネットワークで支える」とともに、地域の再生を目指すこととしている。

2) 「希望」がかなえられる

ビジョンにおいては、個人の希望する結婚、出産、子育てを実現するという観点から、「生活、仕事、子育てを総合的に支える」という考え方のもと、子どもを生き育てることに夢を持てる社会を目指すこととしている。

また、子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は、2007年の調査で12.2%、そのうち、ひとり親世帯については54.3%となっており、OECD諸国の中でも高い水準であることが課題となっている。このため、「格差や貧困を解消」し、親の経済力や幼少期の生育環境によって、人生のスタートラインの段階から大きな格差が生じ、世代を超えて格差が固定化することがない社会を目指している。

さらに、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すとともに、若者、女性、高齢者、障害のある者など働く意欲と能力を持つすべての人の社会参加を実現することにより、「持続可能で活力ある経済社会」が実現することを目指している。

3 3つの大切な姿勢

ビジョンにおいては、子ども・子育て支援施策を行っていく際の姿勢として、次のような「3つの大切な姿勢」が示されている。

1) 生命（いのち）と育ちを大切にす

一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切に、「生命（いのち）と育ちを大切」にすることが重要である。

このため、妊娠・出産の安心・安全と子どもの健康を守るための環境整備や支援などを進めるとともに、子ども手当の創設や高校の実質無償化などにより、すべての子どもの健やかな育ちと教育の機会を確保することとしている。

2) 困っている声に応える

子どもや子育て家庭の不安を解消し、困っている声に応えることが重要である。

このため、保育所に入れない子どもたちや放課後の居場所のない子どもたちを抱える子育て家庭に、十分なサービスが提供されるように環境整備を進めることとしている。

また、一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し（インクルージョン）、ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、特に支援が必要な方々が安心して暮らせるよう支援するとともに、子どもの貧困や格差の拡大を防ぐこととしている。

3) 生活（くらし）を支える

若い世代や子どもの立場に立って、家庭や地域の生活を支えることが重要である。

このため、若い世代への就労・生活・自立に向けた支援を行うなど、子どもや若者が円滑に社会生活に移行できるようにすることとしている。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、いわゆる「M字カーブ」の解消など、女性が出産や子育てのために仕事をやめなくてもよいように、また、出産や子育て後に円滑に仕事に復帰できる社会が実現するよう、働き方の改革と職場環境の改善を進めることとしている。

4 目指すべき社会への政策 4 本柱と 1 2 の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えとともに、教育機会の確保を
 - ・子ども手当の創設
 - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
 - ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援（キャリア教育・ジョブ・カード等）
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
 - ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
 - ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
 - ・相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）
 - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
 - ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消（余裕教室の活用等）
 - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
 - ・幼児教育と保育の総合的な提供（幼保一体化）
 - ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
 - ・小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
 - ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
 - ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
 - ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進（ファミリーホームの拡充等）

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
 - ・乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）
 - ・地域子育て支援拠点の設置促進
 - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
 - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
 - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように
 - ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
 - ・子育てバリアフリーの推進（段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等）
 - ・交通安全教育等の推進（幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等）

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
 - ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
 - ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
 - ・テレワークの推進
 - ・男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス）
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
 - ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
 - ・一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進
 - ・次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進
 - ・入札手続等における対応の検討

5 主な数値目標等

<p>安心できる 妊娠と出産</p>	〔現状〕	〔H26目標値〕
<p>○NICU（新生児集中治療管理室）病床数 （出生1万人当たり）</p>	21.2床	⇒ 25～30床
<p>○不妊専門相談センター</p>	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市
<p>潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消</p>	〔現状〕	〔H26目標値〕
<p>○平日昼間の保育サービス（認可保育所等） （3歳未満児の保育サービス利用率）</p>	215万人 （75万人（24%））	⇒ 241万人 （102万人（35%））
<p>○延長等の保育サービス</p>	79万人	⇒ 96万人
<p>○病児・病後児保育（延べ日数）</p>	31万日	⇒ 200万日
<p>○認定こども園</p>	358か所	⇒ 2000か所以上（H24）
<p>○放課後児童クラブ</p>	81万人	⇒ 111万人
<p>社会的養護の充実</p>	〔現状〕	〔H26目標値〕
<p>○里親等委託率</p>	10.4%	⇒ 16%
<p>○児童養護施設等における小規模グループケア</p>	446か所	⇒ 800か所
<p>地域の子育て力 の向上</p>	〔現状〕	〔H26目標値〕
<p>○地域子育て支援拠点事業 （市町村単独分含む）</p>	7100か所	⇒ 10000か所
<p>○ファミリー・サポート・センター事業</p>	570市町村	⇒ 950市町村
<p>○一時預かり事業（延べ日数）</p>	348万日	⇒ 3952万日
<p>○商店街の空き店舗の活用による子育て支援</p>	49か所	⇒ 100か所
<p>男性の育児参加 の促進</p>	〔現状〕	〔H26目標値〕
<p>○週労働時間60時間以上の雇用者の割合</p>	10%	⇒ 半減（H29）* 参考指標
<p>○男性の育児休業取得率</p>	1.23%	⇒ 10%（H29）* 参考指標
<p>○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）</p>	60分	⇒ 2時間30分（H29） * 参考指標
<p>子育てしやすい 働き方と企業の取組</p>	〔現状〕	〔H26目標値〕
<p>○第1子出産前後の女性の継続就業率</p>	38%	⇒ 55%（H29）* 参考指標
<p>○次世代認定マーク（くるみん）取得企業数</p>	652企業	⇒ 2000企業

6 今後の取組に向けた推進方策

1) 政府を挙げた取組

このビジョンに基づき、政府を挙げて施策を強力に推進する。また、省庁横断的な観点から、総合性と一貫性を確保するため、子どもや子育てに係る施策間の整合性や連携を図る取組を進めるとともに、「子ども家庭省（仮称）」の検討など、省庁のあり方についても検討する。

2) ビジョンの目標を達成するための社会的追加コスト

ビジョンに掲げられた数値目標の達成に必要な社会的追加コストは、約0.7兆円(平成26年度、施設整備費などは含まない)。

3) 社会全体における理解と広がりをもった取組

社会全体における理解と広がりをもった取組の促進のため、職場、家庭、地域、学校等における取組を促進するとともに、広く社会に向けた情報発信を行う。

4) 地域の実情に応じた取組

各地方公共団体が定める次世代育成支援行動計画等に基づき、地域の実情に応じた施策の展開を図るとともに、地方公共団体における子ども関連施策を担当する部署の横断的な連携の仕組みを強化する。

5) 点検・評価と本ビジョンの見直し

ビジョンの関連施策については、定期的に進捗状況を点検・評価するとともに、その結果に基づき、必要な見直しを行う。なお、その際は、子どもや子育て家庭の視点に立った点検・評価という視点を重視する。

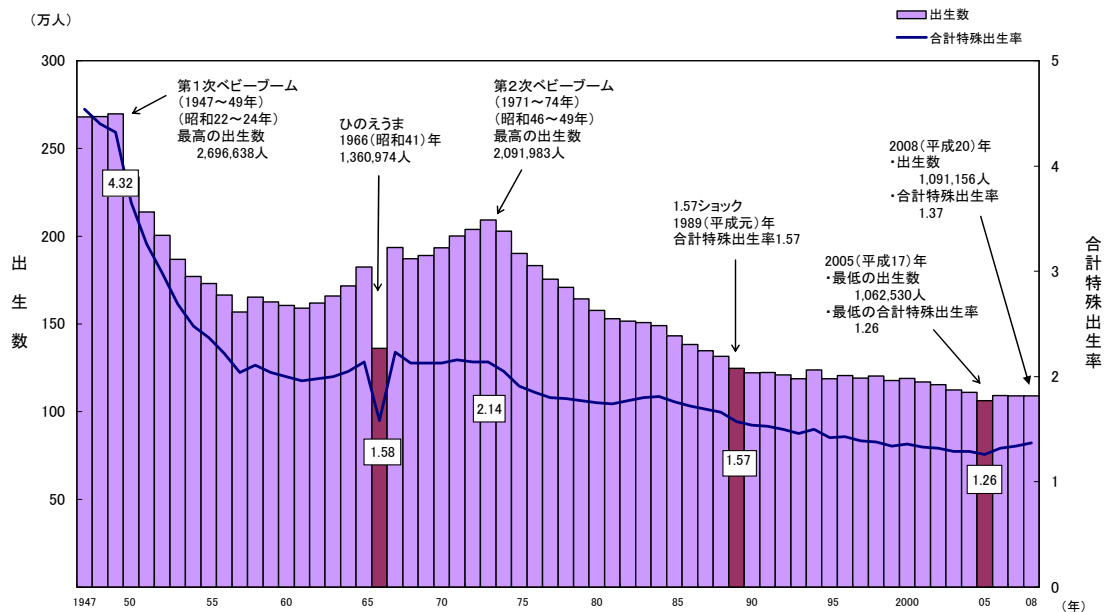
また、ビジョンについては、施策の進捗状況とその効果、社会経済情勢、子どもの貧困率など子育て家庭の状況その他子どもと子育てをめぐる状況等を踏まえ、おおむね5年後を目途に見直しを行う。

出生率等の現状、これまでの取組

1 出生数と出生率の推移

2008（平成20）年の出生数は、109万1,156人、合計特殊出生率は、1.37（前年は1.34）となった。

第15図 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



2 主な施策の動向

平成22年度予算における対応は以下の通り。

○ 子ども手当の創設（14,722億円）

中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給（所得制限は設けない）。

○ 公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設（3,933億円）

公立高校生については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担するとともに、私立高校生については就学支援金を支給する。

○ 待機児童解消策等の保育サービスの充実（3,881億円）

待機児童の解消のために民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育などの保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを充実する。

また、平成21年度第2次補正予算（200億円）において、安心子ども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して、保育所分園、家庭的保育の実施場所の設置を促進する。

※「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築」に向けた検討については、「子ども・子育て新システム検討会議」において、平成 22 年 6 月を目途として基本的な方向を固めるため、議論を行なっているところ。

○ **総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進（274 億円）**

放課後児童クラブと、放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

○ **父子家庭への児童扶養手当の支給（50 億円）**

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。

○ **生活保護の母子加算の支給（183 億円）**

平成 21 年 12 月より復活した母子加算について、子どもの貧困解消を図るため、平成 22 年度においても引き続き支給する。

○ **幼稚園就園奨励費補助（205 億円）**

子ども手当の創設を踏まえ、低所得者への給付の重点化を図る観点から、補助単価の在り方を抜本的に見直す。

○ **不妊治療等への支援（81 億円）**

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する（1 回あたり 15 万円を年 2 回まで）。

平成 21 年度における子ども・子育て施策の具体的実施状況

※「第 2 部（各論）」において、「子ども・子育てビジョン」に掲げられた「施策の具体的内容」の項目に従って、最近の施策の動向を中心として、詳細な記述を盛り込む予定（現在作成中）。

〔コラム①：子育て支援に自治体、企業担当者等が参加して全国大会を実施〕
～「平成21年度 企業参加の子育て支援事業全国会議」の開催報告の概要～

- 地方自治体においては「企業参画型の子育て支援事業」（子育て家庭に対する各種割引等のサービスを提供するパスポート事業等）を推進しており、今後の取組の一層の推進を図るべく、「企業参加の子育て支援事業全国会議」（平成22年2月5日）を開催した。
- **【埼玉県】「パパ・ママ応援ショップ制度」**
 - ・パパ・ママ応援ショップ制度は、店舗等の協力を得て子育て家庭を優待するもので、9,919店舗（21年12月末）が協賛している。全国でも数が最も多い。
 - ・カード配布の対象は、中学校修了までの子どもを持つ家庭（約63万世帯）及び出産予定家庭。
- **【石川県】「プレミアム・パスポート事業」**
 - ・プレミアム・パスポート事業は平成18年1月1日から石川県においてスタート。
 - ・カードを配布するのは、将来の人口増加にもつながる18歳未満の子どもが3人以上いる所帯。パスポート利用数は1万5,202所帯。
 - ・現在協賛店舗は1,916店舗、企業に協賛金を1店舗あたり5,000円の負担。



プレミアム・パスポート事業



石 川 県

〔コラム②：「キッズデザイン賞」の内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）賞の創設〕

- キッズデザイン賞は、①子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン、②子どもたちの創造性と未来を拓くデザイン、③子どもたちを生き育てやすいデザインを顕彰するために「特定非営利活動法人キッズデザイン協議会」が平成19年度から実施しており、第4回目に当たる22年度からは、経済産業大臣賞に加え、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）賞が交付されることとなった。



**KIDS
DESIGN
AWARD**

<本白書についての照会先>

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
少子化対策担当参事官 川又 竹男
参事官補佐 石橋 英宣
電話：03-3581-1403（直通）